

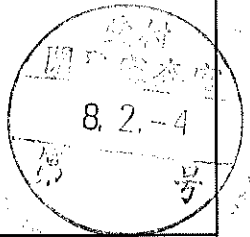
見解書・再見解書

令和8年 2月 4日

吹田市長宛

事業者 住 所 大阪市天王寺区餌差町10-65
氏 名 株式会社DOORDO 代表取締役 浅井 勝一
電話番号 06 (6768) 0009
代理人 住 所 大阪市天王寺区餌差町10-65
氏 名 株式会社DOORDO 一級建築士事務所 花澤 真哉
電話番号 06 (6768) 0009
(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第2項 第4項 の規定により、次のとおり
見 解 書
再見解書 を提出します。

開 発 事 業 の 名 称		(仮称)吹田市岸部中1丁目SAP新築工事			
事 業 区 域 の 位 置		吹田市 岸部中1丁目589番3			
予 定 建 築 物		☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()			
意見 に 対 す る 見 解	NO.1～NO.2：別紙参照				
※受付年月日	P7 年10月9日	※受付番号	第 07-L-08 号	※受付印	
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

様式第8号

意見書・再意見書

令和7年12月 2 日

吹田市長宛

住 所

氏 名

電話番号

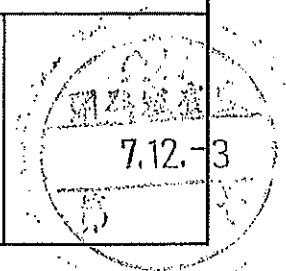
(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条

第1項
第3項

の規定により、次の

とおり 説明報告書に対する意見書
見解書に対する再意見書

開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 吹田市岸部中1丁目SAP新築工事				
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 岸部中1丁目589番3				
予 定 建 築 物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()				
意 見 の 内 容	①貴社の事業区域と市営住宅敷地は南西側で接する予定ですが、現計画では敷地境界部分は地先ブロックのみの整備となっており、フェンス「なし」となっております。当該フェンス「なし」のままで貴社の共同住宅が供用開始されますと、本市敷地を貴社マンション利用者が自転車や資材等を置くなど一体的に利用される恐れがありますので、敷地境界部分にはフェンス「あり」の計画としていただきたいと思いますと考えております。 ②貴社の事業区域と市営住宅敷地は南西側で接しておりますが、その大部分が市営住宅のU字側溝となっております。本市の市営住宅は今後、建替え等も検討していることから、建替えが始まりますとU字溝も撤去する予定です。貴社が外構計画を行うにあたり、貴社共同住宅の排水は必ず貴社敷地内で処理するよう計画いただき、本市がU字溝を撤去することで貴社の共同住宅の排水計画が破綻するような計画とはしないよう、よろしくお願いいたします。				
※受付年月日	R7 年10月 9 日	※受付番号	第 号 07-L-08	※受付印	
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

NO.1 見解書

- 1 弊社事業区域と南西側吹田市所有土地(現況道路敷き)の境界については吹田市と協議の上、コンクリートブロック+フェンス等で区画する方向で検討させていただきます。
- 2 弊社敷地内に降った雨水等・住宅雨水排水については弊社敷地内で処理する計画で吹田市と協議させていただきます。

貴重なご意見ありがとうございます。

意見書・再意見書

2025年12月7日

吹田市長宛

住 所

氏 名

電 話 番

(法人にあっては、その主たる事務所
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第1 第1項 第3項の規定により、次の
とおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 吹田市岸部中1丁目SAP 新築工事		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 岸部中1丁目589番3		
予 定 建 築 物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()		
意 見 の 内 容	・工事予定地は既存の住宅が隣接しており、また工事車両の搬入搬出経路は狭く、大型建設車両が頻繁に出入りすることから、周辺の住居に何らかの損害が発生する可能性があり、後に個人がそれを立証することが難しいことから、希望する住居には家屋調査の実施を求めます。 ・上記と同様の理由により騒音振動について計測器を設置して管理することを求めます。 ・計画書に記載されている建設車両の搬入・搬出口は、現地の状況では大型車両の出入りが可能な形態にはなっていません。軌跡図等により詳細な検討を行い計画の見直しを求めます。また、私の駐車場は搬入搬出路に面しており、隅切りの関係から一方通行の方向にしか出ることが出来ないため、安易な一方通行解除には応じられないことを先に申し添えておきます。 ・作業時間は準備時間も含め朝8時以降に実施することを求めます。また作業時間は休憩時間も含め10時間以内としてください。 ・1日の工事終了後は、道路面及び周囲の清掃をしっかりと実施することを求めます。		
※受付年月日	R7 年10月9日	※受付番号	第 号 07-4-08
※備 考			※受付印 7.12.-8

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するインターネットにより公表します。

NO.2 見解書

- 1 弊社敷地に近接しており希望する住民の皆様には家屋調査を実施させていただきます。次回中高層協議の説明会時・本工事前の近隣挨拶時に実施有無について確認させていただきます。
- 2 騒音振動計測器については計画が纏まり次第に工事内容、施工計画を加味した上で設置検討させていただきます。
- 3 建設車両の搬入・搬出口については先立って現地確認の上、詳細検討させていただきます。一方通行解除については原則不要と思われますが、車両出入りの際にも近隣の皆様にはご不便お掛けする事もあるかと思います。
所轄警察署とも相談の上、近隣の皆様の安全を第一に進めて参ります。
- 4 作業時間については朝8時～夜18時までを徹底し、不要な敷地内アイドリングの禁止、搬入車両等については通学通勤時間を外して朝 8 時半以降等で検討させていただきます。
- 5 1日の終わりには弊社事業による道路汚染等が無いよう水栓を設け清掃いたします。

貴重なご意見ありがとうございます。